

日本交響楽団 規約

(名称)

第1条 正式名称は、「日本交響楽団」(以下「本楽団」という。)とし、英語名を「Nippon Symphony Orchestra」、略称を「NSO」とする。

(設立)

第2条 本楽団の設立日は、2012年12月21日とする。

(所在地)

第3条 本楽団の所在は、小山市立文化センター内(栃木県小山市中央町1丁目1-1)内に置くものとする。

(目的)

第4条 本楽団は、アマチュアオーケストラとして、技術向上に向けた積極的な自己研鑽や高レベルな演奏の追求等を図るとともに、団員相互の親睦を図り、地域の音楽文化レベルの向上に貢献することを目的とする。

(理念)

第5条 本楽団は、次の各号の理念を掲げ活動するものとする。

- (1) 自主運営し続けられる盤石な組織体制を築き、未来永劫、持続可能なオーケストラを目指す。
- (2) 質の高い演奏はもとより、地域の文化向上に寄与する様々な企画を実施し、オーケストラの魅力や可能性を発信していく。

(事業)

第6条 本楽団は、第4条に掲げる目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

- (1) 定期演奏会(基本6月と1月の年2回)
- (2) 依頼演奏
- (3) 定期総会(会計年度に併せて、基本的に5月実施)
- (4) その他必要とされる事業

(団員の義務)

第7条 団員は、本楽団の目的及び理念に賛同し、規約を遵守できるものにより構成され、次の各号に掲げる義務を果たさなければならない。

- (1) 定められた活動に積極的に参加し、分担された諸係を全うすること。
- (2) 常に習練に努め、自己の技術的、音楽的向上に努めること。
- (3) **別表1**に定める入団金、団費、演奏会参加費、その他決められた納入金を滞納なく納入すること。

(会計)

第8条 団の活動に必要な経費は、入団金、団費、演奏会費及びその他の収入をもって充てるものとし、金額については、**別表1**に定めるものとする。

- 2 本楽団の会計年度は、**毎年4月1日から3月31日とする。**
- 3 本楽団に独立した監査機関を置き、年度ごとに必ず会計を監査する。また、監査結果を総会へ報告し承認を得るものとする。

(別表1)

種別	一般社会人	学生 (中学～大学院生)	備考
入団金	10,000円	なし	
会費	2,000円/月	1,000円/月	前期5ヶ月分、後期5ヶ月分
演奏会費	10,000円/回	5,000円/回	演奏会チケット配付 (社会人最大10枚、学生最大5枚)

(入団及び仮入団)

- 第9条 入団希望者は、様式1に定める入団申込書を事務局長に提出し、入団金を速やかに納付するものとする。
- 2 管楽器の入団希望者に対しては、増員の必要が生じた際に、入団の意思があることを前提に別途定める会費・演奏会費を徴収のうえ、仮入団として練習及び演奏会への参加を認めることができるものとする。
 - 3 仮入団の意義は、次の各号に掲げるものとする
 - (1) 既存団員が、入団希望者の演奏技術及び人柄等を見極め、パート内及びセクション内において良好な関係を構築できるか確認するもの
 - (2) 入団希望者が、本団の雰囲気馴染み、長期的に活動に参加できるか確認するもの
 - 3 仮入団については、次の各号に掲げるものを満たすときのみ認めるものとする。
 - (1) 期間は、練習参加日から次に迎える演奏会までとする。
 - (2) 団費・演奏会費は、一般団員の半額とする。
 - (3) 仮入団を行うことができるのは、1度のみとする。
 - (4) 仮入団員として演奏会が終了した後、12条で定めるセクションリーダーが入団希望者及びパートリーダーからヒヤリングを行ったうえで、正式団員への移行を決定する。
 - (5) 正式団員へ移行する際には、入団届を提出のうえ入団金を納めなければならない。

(休団)

- 第10条 休団希望者は、様式2に定める休団届を事務局長に提出しなければならない。
- 2 休団中の団費は、前条の休団届を提出することで、免除できるものとする。
 - 3 休団期間を過ぎても復帰がなく、本人からの意思表示がない場合に、代表は、当該団員を退団させることができる。

(退団)

- 第11条 退団希望者は、様式3に定める退団届を事務局長に提出しなければならない。またその際、団費の滞納がある場合は清算しなければならない。
- 2 第12条別表2における組織において、退団者の担っていた役職が欠けることで団の運営に支障をきたすおそれがある場合に、速やかに再選し13条に定める役員会の承認を得ることとする。
 - 3 次の各号に該当する団員は、13条に定める役員会において審議・勧告のうえ、退団させることができる。
 - (1) 団費及び演奏会参加費を3か月以上滞納した団員
 - (2) 本規約に定める条項に違反し、本楽団の活動を妨げる行為をした団員

(組織)

- 第12条 本楽団に、別表2のとおり組織を置き、各役職は団員をもって構成する。
- 2 各役職の兼任を認めることとする。
 - 3 各役職の任期は、2024年総会の日より原則2年とする。但し再任は妨げない。
 - 4 各役職の選出方法は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 代表、総会において選出する。
 - (2) 副代表、総会又は団員の総意により選出する。
 - (3) 運営担当及び音楽担当、総会又は団員の総意により選出する。

(役員)

- 第13条 本楽団の役員は、次の役職を担っている団員7名をもって構成する。
- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 1名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) セクションリーダー 3名
 - (5) 会計 1名

(会議)

- 第14条 本楽団は次の各号の会議を持つ。総会は、委任状を含む団員（休団者を除く）の過半数をもって成立し、決議は出席者の過半数を必要とする。
- (1) 総会、本楽団における最高意思決定機関であり、代表の招集で年一回開催。規約の制定・改定、団の歳入・歳出に関する内容、予算決算の承認、監査の任命その他の諸活動を決定することができる。

- (2) 臨時総会、代表の招集により、必要に応じて開催することができる。
- (3) 役員会、本楽団における総会に次ぐ意思決定機関であり、代表の招集で必要に応じて開催。細則の制定・改定、16条で定める指導者等の承認、予算案・決算案の作成を行うことができる。

(賛助会員)

第15条 本楽団は、団の運営・活動を円滑に行うために、賛助会員制度を設ける。

- 2 賛助会員は、所定の会費（2,000円以上）を納入する。そのために、2回行う定期演奏会のチケットを賛助会員価格（800円）で4枚まで購入できる。また、不定期に団内広報誌等を送付する。
- 3 賛助会員の収支は、8条に規定する団の会計とは別会計とし、総会において報告を行う。
- 4 賛助会員の積立金は、役員会の承認を経て団の会計に繰り入れることができる。

(指導者等)

第16条 本楽団は、契約により次の各号に掲げる指導者等を置くことができる。

- (1) 正指揮者、代表が委嘱し、役員会の承認を得るものとする。
 - (2) 練習指揮者、代表が委嘱し、役員会の承認を得るものとする。
 - (3) コンサートマスター、代表が委嘱し、役員会の承認を得るものとする。
 - (4) トレーナー、セクションリーダーが委嘱し、役員会の承認を得るものとする。
- 2 契約期間及び契約額については、指導者等との話し合いにより決定し、役員会の承認を得るものとする。

(エキストラ)

第17条 本楽団は、演奏会を開催するにあたり、パートリーダーが必要定数としてエキストラを希望し、役員会が認めた場合はエキストラを活動に加えることができるものとする。

- 2 エキストラへの謝礼金は、本団の規定（別表3・非公開）に定めるものとする。

(著作権)

第18条 本楽団は、楽譜等著作物に関する法令を遵守する。

- 2 著作権の存する楽譜を必ず購入することとし、練習活動、演奏会活動においては、購入した本楽団所有の楽譜を使用する。
- 3 練習用で印刷した楽譜については、演奏会終了時点において、個人の責任においてコピー破棄しなければならない。
- 4 演奏会開催の際には、著作権協会の定めに従い必要な著作権料を支払うものとする。

(個人情報の取扱)

第19条 本楽団が取得することのできる個人情報は、名前、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、緊急連絡先、預金口座および音楽に関する経歴に関する情報等とする。

- 2 前条で取得した個人情報の具体的な利用方法は、次の各号に掲げる内容とする。
 - (1) 来場者に対し、本楽団が行う事業に関する関連商品、各種イベント、キャンペーン、各種サービスの案内等を電子メール・電話等により提供するための利用
 - (2) 当楽団が行うアンケート調査の実施のための利用
 - (3) 活動の向上を目的としたデータの集計及び該当集計結果の分析のための利用
 - (4) その他、個人情報取得時に、予め明示した目的に関する利用
 - (5) 預金口座については、本団に指導者・エキストラとして参加したり、本団の活動に必要な物品・消耗品等を支払いする場合に限り収集する。
- 3 入団の判断および団員管理を目的とした利用に限るものとし、何れの個人情報も、該当利用目的の達成に必要な範囲を超えて取得し、又は利用することはできない。
- 4 本楽団が取得した個人情報は、以下の何れかに該当する場合を除き、第三者に提供または開示等してはならない。
 - (1) 情報提供者から同意を得た場合（ウェブでの同意を得たものを含む）
 - (2) 個人を特定できない状態に加工して利用する場合
 - (3) 法令に基づき、開示、提供を求められ、これに応じなければならない場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める職務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、情報提供者の同意を得ることにより該当事務の遂行に支障をおよぼすおそれがある場合
 - (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、情報提供者の同意を得ることが困難である場合

(6) 19条5項に記載する、共同利用による場合

- 5 本楽団は、19条2項で定める利用方法の範囲内において、当団の管理責任をもって、小山市立文化センターとの間で、共同して利用することができる。
- 6 本楽団は、情報提供者より自身の個人情報に関する表示、訂正、利用停止の連絡を受けた場合に、個人情報保護法および関連法令、その他のガイドライン等の趣旨に基づき、本楽団所定の手続きにより適切に対応するものとする。
- 7 本楽団は、個人情報保護法および関連法令、その他のガイドライン等に即して、適切な完全管理対策を講じ、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を防止し、正確性および安全性の確保に努めるものとする。
- 8 4条の目的達成のために、次の各号に掲げる情報発信については、個人情報取扱の例外とする。
 - (1) 本団の演奏会・イベント等を録画したCD・CVD・ブルーレイディスクの作成、販売、配布等
 - (2) ホームページ、SNS (YouTube、公式X (旧Twitter) 公式Facebook) , ケーブルテレビ・マスコミ等の取材等の映像配信及びDVD等の頒布

(その他)

第20条 本規約に関することは、必要に応じて役員会承認のうえ、細則を設けることができるものとする。

本規約は2024年3月17日をもって有効とする。

【改訂履歴】

2013年1月12日 施行
2013年8月16日 改正
2013年12月23日 改正
2015年5月30日 改正
2016年8月28日 改正
2024年3月17日 改正